

リスク管理について

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

内部統制について

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ①理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤理事及び職員が監事に報告をするための体制
- ⑥その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

*「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことを言います。

役職員の報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事を言います。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期

(2)平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118

(注) 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」87百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、上記1.対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者を言います。

なお、平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

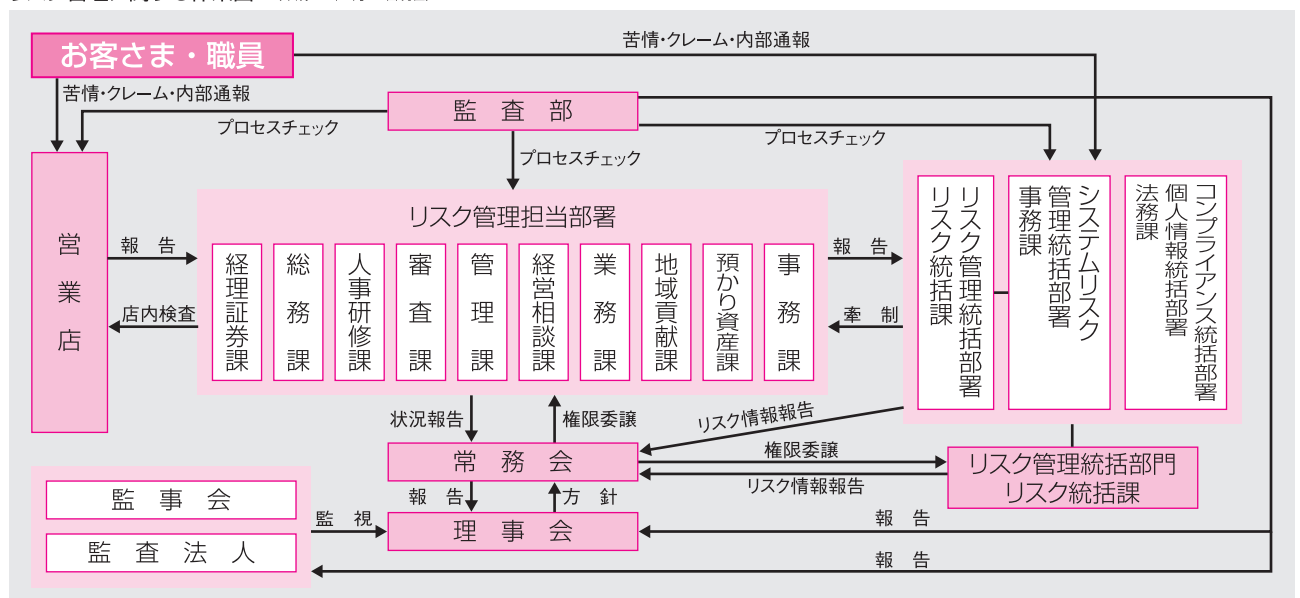
業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。	
市場リスク	市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスク及び流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。	
オペレーショナルリスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。 当金庫において最も重要なオンラインシステムは、信金共同事務センターで管理・運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、法務課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しています。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっています。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。
人的リスク	人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公平、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、人材の確保及び人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。	

統合的なリスク管理を行うための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しています。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。

リスク管理に関する体系図（平成24年6月18日現在）



新自己資本比率規制(バーゼルⅡ)による開示

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで「三つの柱」で構成されております。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、各金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目的として平成18年3月27日に施行されました。当金庫も平成19年3月期の決算から適用しています。

当金庫はバーゼルⅡに適切に対応するために、今まで培ってきた経験とノウハウを駆使するとともに、各リスク計測の精緻化に今後も努めて参ります。

第一の柱

最低所要自己資本比率

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。具体的には信用リスクの計測の精緻化に加え、新たにオペレーショナル・リスク量が自己資本比率の算定に導入されました。

最低所要自己資本比率の計算式(国内基準)

$$\frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}} \geq 4\%$$

(標準的手法) (基礎的手法)

第二の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第三の柱

市場規律

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

定性的な開示事項

◆自己資本調達手段の概要	26
◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27
◆信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)	28
◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
◆証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32
◆オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32
◆銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32
◆銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	33

定量的な開示事項

◆自己資本の構成に関する事項	26
◆自己資本の充実度に関する事項	27
◆信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	28
◆信用リスク削減手法に関する事項	31
◆証券化エクスポージャーに関する事項	31
◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	32
◆銀行勘定における出資等エクスポージャーに関する事項	32
◆銀行勘定における金利リスクに関する事項	33

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金で調達しております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年3月期	平成24年3月期
(自 己 資 本)		
出資金	344	346
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	344	346
特別積立金	8,800	7,400
繰越金(当期末残高)	63	31
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 計(A)	9,553	8,123
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	272	591
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	△112	△441
補完的項目 計(B)	159	149
自己資本総額[(A)+(B)](C)	9,713	8,273
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,034	1,134
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	800	800
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	100
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの 免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持 つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△1,034	△1,134
控除項目 計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	9,713	8,273
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス項目)	22,345	20,673
オフ・バランス取引等項目	72	93
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,172	3,228
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等 計(F)	25,590	23,995
* 単体Tier 1比率(A/F)	37.33	33.85
* 単体自己資本比率(E/F)	37.95	34.48

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

* 単体 Tier1 比率および単体自己資本比率について

平成24年3月期については、「その他有価証券の評価差損」が正の値となっているため、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)は適用していません。
平成23年3月期については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(129百万円)を控除して計算した場合には、単体 Tier1 比率は36.82%、単体自己資本比率は37.44%となります。

用語解説

金利リスク	金融市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
Tier1(基本的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金、利益剰余金などから構成されています。
Tier2(補完的項目)	自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、当金庫では一般貸倒引当金該当しています。
Tier1比率	基本的項目の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷(リスク・アセットの総額+オペレーショナル・リスクのリスク・アセット)

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成23年3月期		平成24年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	22,417	896	20,767	830
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	22,367	894	20,717	828
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10	0	29	1
我が国の政府関係機関向け	50	2	132	5
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,681	227	5,895	235
法人等向け	9,673	386	8,280	331
中小企業等向け及び個人向け	1,880	75	1,811	72
抵当権付住宅ローン	918	36	857	34
不動産取得等事業向け	539	21	397	15
三月以上延滞等	153	6	257	10
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	453	18	404	16
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	443	17	471	18
上記以外	2,560	102	2,177	87
②証券化エクスポージャー	50	2	50	2
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	50	2	50	2
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,172	126	3,228	129
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	25,590	1,023	23,995	959

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

用語解説

所要自己資本

各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

抵当権付住宅ローン

バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。

不動産取得等事業者

(代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。

オペレーショナル・リスク

金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

3.信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、大口与信先10先に対する未保全額を用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」及び「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先及び破綻先については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別〉平成24年3月期

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					三月以上延滞エクスポージャー
		貸 出 金	コミットメント ライン契約	オフ・バランス 取引	債 券		
製 造 業		4,144	3,910	25	7	200	43
農 業、林 業		3,399	3,376	14	9	—	1,098
漁 業		172	159	12	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,120	1,116	0	3	—	—
建 設 業		3,676	3,503	91	81	—	246
電気・ガス・熱供給・水道業		36	36	0	—	—	3
情 報 通 信 業		8	5	3	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		572	358	8	14	191	12
卸 売 業、小 売 業		3,567	3,389	74	102	—	135
金 融 業、保 険 業		5,621	1,718	199	—	3,703	—
不 動 産 業		2,815	2,790	24	—	—	45
物 品 質 貸 業		823	822	1	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		154	153	1	—	—	2
宿 泊 業		109	105	3	—	—	—
飲 食 業		446	422	24	—	—	9
生活関連サービス業、娯楽業		946	928	17	—	—	9
教 育、学 習 支 援 業		6	6	0	—	—	—
医 療、福 祉		419	416	2	1	—	1
そ の 他 の サ ー ビ ス		582	564	17	—	—	—
国・地方公共団体等		61,187	17,236	—	—	43,950	—
個 人		6,663	3,731	2,919	13	—	69
業 種 別 合 計		96,475	44,753	3,441	234	48,046	1,676

(注) 1.貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
2.コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
3.オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含んでいます。
4.債券には、ユーロ円債を含んでいます。
5.債券には、未収利息を含んでいます。
6.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
7.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

〈業種別〉平成23年3月期

(単位：百万円)

業種区分	エクスポート 区分	信用リスクエクスポート期末残高					三月以上延滞 エクスポート
		貸 出 金	コミットメント ライン契約	オフ・バランス 取引	債 券		
製 造 業		4,388	4,152	25	9	200	383
農 業、林 業		3,950	3,918	13	17	—	353
漁 業		161	146	15	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		1,122	1,118	0	3	—	—
建 設 業		4,615	4,501	89	24	—	970
電気・ガス・熱供給・水道業		36	35	0	—	—	—
情 報 通 信 業		10	7	3	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		665	414	34	14	202	—
卸 売 業、小 売 業		3,934	3,784	93	56	—	83
金 融 業、保 険 業		7,008	1,700	200	—	5,108	—
不 動 産 業		2,793	2,771	21	—	—	30
物 品 賃 貸 業		786	784	1	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		132	130	1	—	—	—
宿 泊 業		122	118	3	—	—	—
飲 食 業		477	445	31	—	—	0
生活関連サービス業、娯楽業		989	972	17	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		1	1	0	—	—	—
医 療、福 祉		448	445	2	1	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		615	594	21	—	—	—
国・地方公共団体等		57,144	17,314	—	—	39,830	—
個 人		7,001	3,934	3,049	17	—	46
業 種 別 合 計		96,409	47,295	3,628	143	45,342	1,868

(注) 1.貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでいます。
2.コミットメントライン契約とは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
3.オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含んでいます。
4.債券には、ユーロ円債を含んでいます。
5.債券には、未収利息を含んでいます。
6.「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
7.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

〈残存期間別〉平成24年3月期

(単位：百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
貸出金	12,585	9,199	5,191	5,035	8,108	4,533	44,653
有価証券	607	4,639	6,270	5,948	30,452	203	48,122
国債	146	1,455	2,772	3,417	5,274	—	13,065
地方債	100	599	2,103	1,899	18,262	—	22,965
公社公団債	60	1,485	894	631	4,914	—	7,988
金融債	200	400	500	—	—	—	1,100
その他社債	100	300	—	—	—	—	400
外国証券	—	400	—	—	2,000	—	2,400
株式	—	—	—	—	—	43	43
投資信託	—	—	—	—	—	153	153
その他の証券	—	—	—	—	—	6	6

〈残存期間別〉平成23年3月期

(単位：百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
貸出金	14,061	9,333	6,493	2,481	11,296	3,591	47,258
有価証券	1,945	607	4,767	7,373	30,535	174	45,404
国債	90	146	1,460	2,778	10,103	—	14,578
地方債	418	100	719	3,201	15,442	—	19,882
公社公団債	35	60	1,487	894	2,989	—	5,469
金融債	400	200	400	499	—	—	1,500
その他社債	—	100	300	—	—	—	400
外国証券	1,000	—	400	—	2,000	—	3,400
株式	—	—	—	—	—	101	101
投資信託	—	—	—	—	—	66	66
その他の証券	—	—	—	—	—	6	6

(注) 各項目は、未収利息を含んでおりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

41ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	目的使用		その他		平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
					平成23年3月期	平成24年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期				
製 造 業	238	324	324	333	—	21	238	302	324	333	—	—
農 業、林 業	324	338	338	943	—	149	324	188	338	943	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	73	73	437	—	—	—	73	73	437	—	—
建 設 業	649	956	956	329	—	673	649	283	956	329	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	2	2	2	7	—	—	2	2	2	7	—	—
卸売業・小売業	9	12	12	48	—	—	9	12	12	48	—	—
金融業・保険業	260	—	—	—	203	—	57	—	—	—	—	—
不 動 産 業	27	18	18	29	—	1	27	17	18	29	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	8	6	6	5	—	—	8	6	6	5	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	1	0	0	58	—	—	1	0	0	58	—	—
その他のサービス	7	7	7	6	—	—	7	7	7	6	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	62	144	144	171	—	18	62	126	144	171	—	—
合 計	1,594	1,885	1,885	2,377	203	863	1,390	1,021	1,885	2,377	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成23年3月期		平成24年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	53,405	—	54,815
10%	—	9,824	—	11,878
20%	3,213	22,609	2,198	23,684
35%	—	2,680	—	2,508
50%	200	1,155	200	1,381
75%	—	3,205	—	2,868
100%	—	17,723	—	15,379
150%	—	66	—	75
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	3,414	110,671	2,398	112,592

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

用語解説

リスク・ウェイト 債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。

適格格付機関 バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として様似町役場、社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、様似町役場は政府保証と同様、社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成23年3月期	平成24年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,119	2,112	11,437	12,045

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

28ページ記載の適格格付機関をご参照ください。

投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

投資業務にあたり、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

イ.保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成23年3月期	平成24年3月期
証券化エクスポージャーの額	100	100
劣後ローン等	100	100

(注)オフバランス取引に該当するものではありません。

ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
20%	—	—	—	—
50%	100	100	2	2
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注)1.所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

2.オフバランス取引に該当するものではありません。

ハ.保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当するものではありません。

二.証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当するものではありません。

6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当するものではありません。

7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

パーゼルⅡ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指しております。

現状、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

8.銀行勘定における出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、北海道しんさん地域活性投資事業有限責任組合の出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価及び上場株式時価×△20%×β値（個別銘柄のTOPIXに対する感応度を示す指標）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証券との照合により内容を確認するなど、投資執行部門（フロントオフィス）に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

①その他有価証券で時価のあるもの

		(単位：百万円)				
区 分		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
上 場 株式等	平成23年3月期	126	97	△29	—	29
	平成24年3月期	140	144	3	10	7
非上場 株式等	平成23年3月期	—	—	—	—	—
	平成24年3月期	—	—	—	—	—
合 計	平成23年3月期	126	97	△29	—	29
	平成24年3月期	140	144	3	10	7

②その他有価証券で時価のないもの等

		(単位：百万円)	
区 分		貸借対照表 計上額	
上 場 株式等	平成23年3月期	—	
	平成24年3月期	—	
非上場 株式等	平成23年3月期	349	
	平成24年3月期	348	
合 計	平成23年3月期	349	
	平成24年3月期	348	

(注)1.投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。
2.評価差額には、投資信託等の裏付け資産の評価損益を含んでおりません。

用語解説

信用リスク削減手法

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、適格保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分		売 却 額	売 却 益	売 却 損	株式等償却
出 資 等	平成23年3月期	87	5	4	—
エクスポージャー	平成24年3月期	54	11	36	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成23年3月期	平成24年3月期
評 価 損 益	△29	△7

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに必要に応じて常務会、理事会といった経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

●計 測 手 法 ラダー計算方式

●コ ア 預 金 対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内(平均2.5年)

●金利感応資産・負債 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

●金 利 シ ョ ッ ク 幅 金利ショック幅は、野村證券(株)i-Portから提供されるJPYJGBレート(国債金利)のパーセンタイル値

●リスク計測の頻度 四半期毎

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成23年3月期	平成24年3月期		平成23年3月期	平成24年3月期
貸 出 金	880	207	定 期 性 預 金	727	244
有 価 証 券 等	2,646	882	要 求 払 預 金	311	88
預 け 金	153	52	そ の 他	18	6
そ の 他	1	0	調 達 勘 定 合 計	1,057	340
運用勘定合計	3,682	1,143			
銀行勘定の金利リスク	2,625	803			

(注)1.銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出してあります。
2.要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算出しています。
3.銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算出しています。
銀行勘定の金利リスク(803百万円)＝運用勘定の金利リスク量(1,143百万円)＋調達勘定の金利リスク量(△340百万円)

用語解説

金利ショック

金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。当金庫はこのパーセンタイル値で金利リスク量を算出しています。

パーセンタイル値

計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。
算出方法 ①1年前との金利差を最低5年分以上計測し、②当該金利差のデータを小さい方から1%目(例えばデータ総数が1200あれば12個目)に該当するデータが1パーセンタイル値となります。

コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めます。